

# 平成30年度山形県食品衛生監視指導計画の概要について(案)

- 1 策定の趣旨： 飲食に起因する衛生上の危害の発生防止を目的に食品の安全性の確保に必要な施策を計画的に実施するため、食品衛生法第24条の規定により、県が食品衛生監視指導計画を毎年度策定し、公表することが義務付けられている。策定にあたっては、リスクコミュニケーションとして広く県民の意見を募集する。
- 2 スケジュール： 第2回食の安全推進会議(1/17) ⇒ パブリックコメント(●/●～●/●)

## 平成29年度の主な取り組み

### (1) 食品等事業者に対する監視指導

- ◎ 食品衛生法の規格基準が適用される食品の製造施設及び取扱施設並びに輸入原材料を使用して食品を製造する事業者に対する監視指導の強化

### (2) と畜検査及びと畜場等に対する監視指導

- ◎ と畜業者に対し、HACCP導入型基準に基づく衛生管理について積極的な助言
- と畜場等の衛生監視指導の強化及び国のBSE対策の見直し(神経症状等を呈する牛を対象)を踏まえた適切な検査体制の確保

### (3) 県内に流通する食品(輸入食品を含む)の検査

- ◎ 県内に流通する食品(輸入食品を含む)の食品検査等による不適正な食品の流通防止の実施

### (4) 食中毒予防対策

- ◎ 食品等事業者に対するノロウイルス食中毒予防の監視指導の強化及び県民への毒きのご食中毒の未然防止に係る注意喚起と啓発の強化
- 各強化月間における効果的かつ効果的な監視指導、注意喚起の実施
- 南東北インターハイの開催にあたり、大会実行委員会において選定された弁当調製業者及び宿泊施設を中心に監視指導を強化

### (5) 適正な食品表示の確保

- ◎ 食品表示法の完全施行を見据えた食品表示制度の周知及び相談への取り組み強化
- 関係機関と連携し、産地直売所等における食品表示の監視指導の強化

### (6) HACCP手法による衛生管理の推進及び情報の提供

- ◎ HACCP導入の義務化を見据え、食品等事業者に対し情報提供や講習会の開催による導入促進とHACCP導入施設の県ホームページでの公表

### (7) 食品等事業者における危機管理体制の充実

- ◎ 食品等事業者による保健所ホットライン活用の周知及び徹底
- 報道機関への情報提供等の健康被害拡大防止対策に係る指導助言

### (8) 生産段階の食品安全規制との連携

- 関係部局と連携して生産段階の食品の安全確保を推進

### (9) 食の安全に関する情報の提供・意見交換

- ◎ リスクコミュニケーションを開催し、県民の食に関する不安の軽減と、消費者、生産者、事業者等の相互理解を推進
- やまがた食の安全ほっとインフォメーション事業の拡大並びにホームページや報道機関などへの積極的な情報発信及びFacebook等新しい媒体の活用への取り組み

### (10) 食品衛生に係る人材育成・資質向上と衛生管理技術の向上

- 食品等事業者に対する食品衛生講習会の開催及び食品衛生監視員等の資質向上のための各種研修会への派遣

## 食品の安全を取り巻く状況

### ■ 輸入食品に対する不安増大

- ・ 海外での悪質事件の発生により、輸入食品への不安が増大

### ■ 食肉の輸出量の増加

- ・ 対台湾輸出牛肉の解禁

### ■ 食中毒発生状況(平成29年)

- ・ 発生件数は11件、患者数は110名(平成28年発生件数22件、患者数290名)
- ・ ノロウイルス食中毒は2件、患者数は54名で、食中毒患者数の49.1%を占める
- ・ 毒きのご食中毒の発生数は依然として全国最多

### ■ 食品表示法の周知

- ・ 不適正表示の農水畜産物加工品が産地直売所等で販売
- ・ 食品表示法の平成32年4月完全施行

### ■ HACCP手法による衛生管理の普及拡大

- ・ 国では、国内における安全性確保のため全ての食品等事業者にHACCP導入を制度化する方針

### ■ 食品衛生上の危機管理対応

- ・ 今般多発している異物混入の事案等を受けて、健康被害発生のおそれがある際の食品製造業者の被害発生及び拡大防止対策の確実な実施

## 平成30年度食品衛生監視指導計画における主な取り組み

### (1) 食品等事業者に対する監視指導

- ◎ 食品衛生法の規格基準が適用される食品の製造施設及び取扱施設並びに輸入原材料を使用して食品を製造する事業者に対する監視指導の強化

### (2) と畜検査の実施及びと畜場等に対する監視指導

- ◎ と畜業者に対し、HACCP導入型基準に基づく衛生管理の検証
- 輸出食肉に係ると畜場等の衛生監視指導の強化

### (3) 県内に流通する食品(輸入食品を含む)の検査

- ◎ 県内に流通する食品(輸入食品を含む)の食品検査等による不適正な食品の流通防止の実施

### (4) 食中毒予防対策

- ◎ 食品等事業者に対するノロウイルス食中毒予防の監視指導の強化及び県民への毒きのご食中毒の未然防止に係る注意喚起と啓発の強化
- 各強化月間における効果的かつ効果的な監視指導、注意喚起の実施

### (5) 適正な食品表示の確保

- ◎ 食品等事業者に対する新しい食品表示制度に基づく食品表示への切り替え促進の取り組み強化
- 関係機関と連携し、産地直売所等における食品表示の監視指導の強化

### (6) HACCP手法による衛生管理の制度化を見据え導入を促進

- ◎ HACCPの制度化に向けた食品等事業者への制度の普及啓発と専門的な指導助言
- HACCP導入型基準を導入した施設に対する衛生管理の検証

### (7) 食品等事業者における危機管理体制の充実

- ◎ 食品等事業者による保健所ホットライン活用の周知及び徹底
- 報道機関への情報提供等の健康被害拡大防止対策に係る指導助言

### (8) 生産段階の食品安全規制との連携

- 関係部局と連携して生産段階の食品の安全確保を推進

### (9) 食の安全に関する情報の提供・意見交換

- ◎ リスクコミュニケーションを開催し、県民の食に関する不安の軽減と、消費者、生産者、事業者等の相互理解を推進
- やまがた食の安全ほっとインフォメーション事業の拡大並びにホームページや報道機関などへの積極的な情報発信及びFacebook等新しい媒体の活用への取り組み

### (10) 食品衛生に係る人材育成・資質向上と衛生管理技術の向上

- 食品等事業者に対する食品衛生講習会の開催及び食品衛生監視員等の資質向上のための各種研修会への派遣